

板橋区滞納処分の執行停止取扱要綱

区長決定 平成12年3月31日

一部改正 平成22年3月31日

一部改正 平成29年11月21日

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の7及び第15条の8に規定する、区税の滞納処分の執行停止の処理の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。

(滞納処分の執行停止の要件、無財産)

第2条 法第15条の7第1項第1号に規定する滞納処分の停止の要件の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 財産が全くない場合及び換価処分後無財産となったとき。
- (2) 財産はあるが差押えできない財産のみのとき。
 - ア 財産が差押禁止財産であるとき。
 - イ 差押え（換価）の対象にならない財産のみのとき。
 - ウ 配当が見込めない財産のみのとき。
- (3) その他財産がないとき。
 - ア 滞納者が死亡し、相続人が不存在若しくは不明又は相続人全員が相続を放棄したとき。
 - イ 滞納者が死亡し、相続人が限定承認した場合で相続財産に差押えできる財産がないとき。
 - ウ 上記ア及びイ以外の場合で、滞納者が死亡し、相続すべき財産がないとき。
 - エ 滞納者が破産手続廃止の決定を受け当該滞納税の納付が困難なとき。

(滞納処分の執行停止の要件、生活困窮)

第3条 法第15条の7第1項第2号に規定する滞納処分の停止の要件の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 滞納者が生活保護を受けたとき。
- (2) 滞納処分により、滞納者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれのあるとき。
- (3) 滞納者が特別区民税・都民税が非課税となる低所得者であって、高齢、障がい、疾病等により資力の回復が困難と認められるとき。

(滞納処分の執行停止の要件、所在及び財産不明)

第4条 法第15条7の第1項第3号に規定する滞納処分の停止の要件の基準は、滞納者の住所又は居所及び財産がともに不明な場合に限るものとする。

(即時消滅)

第5条 法第15条の7第5項の規定により納付又は納入する義務を直ちに消滅させることができる基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条第3号のアからウに該当するとき。
- (2) 第2条第1号、第2号及び第3号のエに該当するもののうち、徴収することができないことが明白なとき。
- (3) 滞納者が法人で、当該法人が解散又は廃業したとき。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第204条の規定により、更生債権等につき法人が免責されたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付則 この要綱は平成12年4月1日から施行する。

付則 この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

参考：

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(滞納処分の停止の取消)

第十五条の八 地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。